

# 独立行政法人評価委員会第22回農業分科会

農林水産省生産局総務課庶務班

# 独立行政法人評価委員会第22回農業分科会

日時：平成18年8月10日(木)

会場：農林水産省飯野第4、第5、第6会議室  
(イイノビル8階)

時間：13:30～ 16:12

## 議 事 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議 事

#### 第1部開会

- (1) 役員給与規程の一部改正について
- (2) 平成17年度及び中期目標期間に係る業務の実績に関する評価について
- (3) その他

休憩

#### 第2部開会

- (1) 平成17年度に係る業務の実績に関する評価について
- (2) 平成17年度財務諸表について
- (3) 独立行政法人水資源機構の平成17事業年度業務実績に係る意見の報告について
- (4) 独立行政法人農林漁業信用基金の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて
- (5) その他

### 3. 閉 会

午後 1時30分 開会

松本分科会長 皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから、農林水産省独立行政法人評価委員会第22回農業分科会を開催いたします。

本日の議長を務めさせていただきます松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員並びに臨時委員、そして専門委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、また大変暑い中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の会合でございますが、委員及び臨時委員の計12名のうち7名にご出席いただいておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項において準用する同条第1項の過半数の出席要件を満たしておりますことから、成立していることをご報告申し上げます。

それでは、事務局から議事の進め方と配付資料の確認について、説明をお願いいたします。

生産局総務課長 生産局総務課長の實重でございます。本日は大変お暑い中、またお盆前の大変ご多忙の中、ご参集いただきまして、ありがとうございました。

それでは、進め方について説明させていただきます。

本日の議事の進め方でございますが、2部構成といたしております。

前回と同様でございますが、第1部については、農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校、この6つの法人の議題をご審議いただきます。

第2部につきましては、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、水資源機構の4つの法人の議題をご審議いただくことといたしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、お手元にお配りしております資料のご確認をお願いいたします。冒頭に議事次第がございます。それから配付資料一覧があると存じますが、次に資料1として農業分科会の委員名簿があるかと思えます。その後に第1部資料として、資料2 - 1から2 - 4、資料3 - 1から3 - 6、それから資料4、色紙を挟みまして第2部の資料でございまして、第2部の資料として資料5 - 1から5 - 3、資料6 - 1から6 - 4、資料7、資料8 - 1から8 - 3、色紙を挟んで参考資料と、このようにセットさせていただいております。

なお、本日は、事前送付させていただいたものから差しかえ、あるいは追加になったもののみを卓上に配付させていただいております。早目においでいただいた委員におかれましてはご確認いただいているかと思えますが、差しかえ等の資料一覧を配付してございますので、ご覧いただきたいと思えます。資料の方はこれからご覧になりながら、不足などございましたら、いつでも

お申し出いただければと思っております。資料の方はよろしゅうございますでしょうか。

松本分科会長 それでは早速でございますが、本日の1つ目の議題に入りたいと思います。

1つ目の議題は、役員給与規程等の一部改正についてでございます。それでは、事務局からご説明をお願いします。

生産局総務課課長補佐 役員給与規程等につきましては、通則法に基づきまして各法人が定められておまして、主務大臣に届け出ることになっております。変更があった場合も同様でございます。この届け出があった場合に、主務大臣はこれを評価委員会に通知いたしまして、評価委員会は主務大臣に意見を申し出ることができるということになっております。

お手元の資料2 - 1をお開き願います。

変更の背景でございますが、平成18年3月3日に、人事院規則15 - 14ということで、職員の勤務時間、休日及び休暇について、民間企業の実態を考慮いたしまして、休息時間を廃止しまして休憩時間で一本化する改正がなされており、7月1日より施行されているところであります。このため職員の勤務時間、休憩等に関する規程の改定が行われ、この改正に伴いまして、役員給与規程の一部条項を引用している法人、ここでは農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所ということで、その法人について所要の改正を行ったものでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、役員給与規程等の一部改正について、ただいまからご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。ございませんか。

(発言する者なし)

松本分科会長 それでは特段の意見もございませんので、役員給与規程等の一部改正については、当分科会としましては、「異議なし」との意見としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

松本分科会長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次の議題でございますが、次の議題は、平成17年度及び中期目標期間に係る業務の実績に関する評価についてでございます。

業務実績評価につきましては、これまでプロジェクトチーム(P T)委員会で審議を行っていただいておりますことから、各プロジェクトチームの委員の代表の方から審議の結果をご報告いただきまして、すべての法人分が終了した後に質疑応答を行うと、こういう手順で審議を進めていきたいと思っております。

なお、例によって時間が限られてございますので、ご報告は極めて簡潔に5分程度でお願いしたいと思います。

それではまず、農林水産消費技術センターについて、手島委員からよろしく願いいたします。

手島委員 それでは、資料3 - 1の1ページをご覧いただきたいと思います。8月4日にプロジェクトの会議をやりまして検討いたしました。

結論としまして、すべての中項目がA評価ということにいたしました。その内容は、資料3 - 1の1ページにいろいろ細かく書いてありますが、まとめて言いますと、日常のマネジメント業務、それから日常の業務については非常にきちっと仕事が行われていると拝見しました。

それから、特に今回ご報告をしておかなければいかんのは、このページの真ん中あたりです。2の〔1〕の下半分、3行ぐらいのところですが、「平成19年4月の独立行政法人肥飼料検査所及び独立行政法人農薬検査所との統合が決まった後は、円滑な統合に向け、また、国民への統合メリットの早期発揮のため、3法人による統合準備委員会を設置する等により検討を開始している。」と書かれておりますが、このプロジェクトチームを編成しまして、この3法人の方々が定期的集まって具体的な進め方を検討するというのに入っておられるということですので、これは特に皆さんにご報告をしておかなければいかんと思います。

形にあらわれるものもたくさんありますが、プロジェクトの仕事の前提になるITシステムの互換性を持たせるとか、いろいろと準備をしないかんとかがたくさんあるようであります。そして、現在持っている設備などをいかに効率的に活用できるようにするかとか、人員の問題等も当然あります。いろいろと難しい問題があると思いますが、それぞれ意欲を持って取り組んでおられるということですので、大いに期待しているところであります。

それから、このページの下、〔3〕、これは小項目の1つで、ISO/IEC 17025の認定を取得したということがありまして、我が国では、この分野でこれを取ったというのは初めてなんだそうでありまして、大変先進的な努力をして、こういう国際標準に当たるものを取ったということですので、大いに評価すべきことであります。ただ、これは小項目の1つでありますので、それによって中項目がSになるほどではないということでもあります。

以上申し上げましたのが17年度の単年度のことでありまして、その次に、同じ資料3 - 1の100ページをめくっていただきますと、ここも今申し上げた単年度と重複するところがありますので、中期目標期間に限って特徴的なことだけご報告をしておきますと、1の というのがあるんですが、「食品安全行政の新たな展開に伴い、平成15年7月に大幅に中期目標が変更されている」ということがあったんですけれども、ここに書いてありますように、それにきちんと対応し

てやっておるということでありませう。

それから、その下の に、途中、bとかcがあったことはあるんですが、都度そのことをきちんと見直しをして、翌年度には体制を立て直しているということがありますので、結果としていい方向に行っているということであろうと思います。

ですから、そのページの下の方、〔2〕の 、ここは報告がちょっとおくれたというふうなことも一時あったのでありますが、ここに書かれてありますように、平成16年度以降に実施した立入検査の結果はすべて3日以内に報告されるようになったと、業務の改善が図られているということなんですが、特にここで、こういう立入検査業務の仕事の仕組みとか、それに使うツールとか、そういうものを独自の努力によって非常にきっちりした仕組みをつくって、マニュアルも整備して、そして全国各地で行われる立入検査業務あるいはその結果を取りまとめるということについて、非常に効率的でいい方法を組み立てて実施しているというところが、なかなかいいところかなというふうに拝見しました。

その次のページは、先ほど申し上げたことと重複しますので、以上のとおりでありまして、中期目標期間の評価についてもA評価ということに結論づけたということでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして種苗管理センターについて、井上委員からお願いいたします。よろしくをお願いします。

井上委員 種苗管理センターの評価結果の概要について申し上げます。資料は3 - 2をご覧ください。

1 ページ目のところなんですけれども、平成17年度及び中期目標期間の評価は、種苗管理センター評価プロジェクトチームの鱈場専門委員、長村専門委員と井上の3人で、7月7日に開催した検討会におきまして、あらかじめ定められた評価基準に準拠し、種苗管理センターから提出された自己評価シート及び補足参考資料に基づく業務実績の内容聴取を行いました。

続いて、7月31日から8月1日にかけて、長野県の八ヶ岳道場での現地調査に基づいて評価を行いました。

評価の決定に当たりましては、各委員が協議により、小項目から順次SからDまでの5段階評価を行いました。さらに、小項目の点数を積み上げ、中項目及び大項目の評価を決定し、最後に総合評価を決定いたしました。

17年度の評価結果概要について申し上げます。小項目109項目あるんですけれども、S評価3

項目、A評価85項目、B評価19項目となりました。また、評価対象外として2項目が挙げられます。積み上げた結果の中項目ですけれども、19項目中、A評価17項目、B評価2項目となり、大項目では7項目になりますけれども、A評価4項目、評価対象外が3項目となりました。

特に、小項目のうちのS評価が3項目あるんですけれども、その内訳について簡単に説明させていただきます。栽培試験関係で2項目、種苗検査関係で1項目がございました。お手数ですけれども、資料の22ページをおあけください。下に書いてある通し番号のページです。

22ページの下の方に書いてありますけれども、「栽培試験対象植物の種類拡大」という項目がございました。種苗管理センターにおきまして、栽培試験が可能な植物の種類につきまして、栽培方法等の検討を精力的に進めた結果、対象植物を7種類拡大し、目標の数値である2種類程度というものを大幅に上回る体制となり、S評価といたしました。

続きまして、26ページから27ページの下の方にかけてですけれども、「新規植物の種類別審査基準案の作成期間の短縮化」という項目がございました。これは、新規植物の審査基準案の平均作成期間を9カ月に短縮し、目標の2年以内というものを大幅に上回る達成状況となり、さらに昨年の1年5カ月よりも著しく短縮されたことにより、S評価といたしました。

続きまして、30ページをお願いいたします。種苗検査の中の項目ですけれども、「依頼検査における検査項目の拡大」という小項目では、依頼検査項目として新たにレタスモザイク病の検査を追加し、病害検査の実施は23件となり、S評価といたしました。

一方で、中項目の「遺伝資源業務の効率化」及び「調査研究業務の質の向上」はB評価となりました。例えば、遺伝資源業務の効率化では、作物別再配置計画のうち、茶について、知覧農場と金谷農場の配置が順調でなかったことから、また、調査研究業務の質の向上では、変化となる公表物が少ないことや、実用化までの達成過程などから小項目でB評価が多かったため、中項目ではB評価といたしました。

その他個々の項目につきましての説明は、時間が限られていますので割愛させていただきますが、後ほど資料をご確認いただければ幸いです。

総合評価といたしましては、17年度事業の評価は、各業務とも円滑かつ適切に行われており、評価基準が高めに設定された数値目標をほぼクリアしていることは高く評価でき、中期計画の達成に向けて順調に実施されているものと判断し、総合評価としてA評価といたしました。

続きまして、中期目標期間の評価結果の概要について簡単に説明させていただきます。資料の70ページをおあけください。

70ページから71ページに書いてありますけれども、小項目109項目中、S評価3項目、A評価8

41項目、B評価20項目となりまして、評価対象外は2項目あります。中項目19項目中、A評価17項目、B評価2項目で、結果として、大項目7項目中、A評価6項目、評価対象外1項目となりました。

総合評価といたしましては、中期目標期間の評価は各業務とも円滑かつ適切に行われており、評価基準が高めに設定された数値目標をほぼクリアしていることは高く評価でき、中期計画の目標が達成されたものと判断し、A評価といたしました。

17年度評価と重複するところがたくさんありますので、中期目標期間の業務として、特筆すべきことについて申し上げます。

71ページの5番の項目ですけれども、重要な財産の処分等に関する計画という記載のところをご覧ください。大阪市にありました関西農場を売却し、岡山県笠岡市に新たに土地を購入し、西日本農場を建設したこと。さらに、施設の整備等がスムーズに進んでいることを高く評価いたしました。

簡単ではございますが、以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

次に、家畜改良センターについて、向井委員からご報告をお願いいたします。

向井委員 それでは、家畜改良センターPTの検討結果についてご報告させていただきます。

家畜改良センターPTでは、事前の評価作業としまして、各委員が個別にセンターから提出されました資料により評価を行いまして、評価等に必要な疑問点を洗い出し、その後、疑問点について7月10日、11日に法人から詳細な事業報告の説明を受け、協議を行い、各項目について評価基準に定める指標に照らして評価案を決定し、最終的に評価結果の概要を作成しました。お手元の資料3-3の1ページにその概要を示してありますが、ご覧いただきたいと思います。

まず、総合評価の結果でございますが、中期目標の達成に向けた計画がほぼ達成されていると認められることから、評価結果をA評価といたしました。

次に、評価に至った理由でございますが、最下位の項目につきましては、中期計画、年次計画に即して設定した評価基準に照らしまして、A評価119項目及びB評価1項目となりましたが、業務運営の効率化、国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上における公共サービスの実施、自己収入評価への取り組み等を総合的に評価した結果、大項目についてはすべてがA評価となりました。

次に、業務運営に対する主な意見等について、特筆すべき事項等を大項目ごとにまとめました。業務運営の効率化に関する事項として、収入、支出及び委託事業について、前年度実績額の財

務分析を行い、経年比較、他独法との比較検討を行い、収入増、経費節減に資するための具体的な対策等の検討に取り組んでおります。

国民に対して提供するサービスといたしまして、乳用牛及び肉用牛の育種改良について、引き続き後代検定事業を円滑に推進するとともに、優良種雄牛等を供給しております。

豚の育種改良につきましては、オーエスキー病の侵入により配布頭数に関する計画を達成できなかったためB評価といたしましたが、引き続き清浄化の早期実現に努めるとともに、防疫対策の強化を図っていただきたいとの意見がありました。

鶏の育種改良につきましては、高病原性鳥インフルエンザ対策として期待されておりますM×遺伝子抵抗性ホモの系統の作出に取り組んでおり、注目に値します。

飼料作物種苗の検査につきましては、OEC D種子制度に基づく検査について、データベース化が充実したことなどによりまして、検査結果の通知までに要する日数の短縮が一層図られております。引き続きこの水準を維持できるよう努めることを期待しております。

調査研究につきましては、年度計画に即して着実に各課題に取り組んではいるものの、課題の一部につきましては、実験計画が十分に練られていないものがあつたため、今後は、計画の作成に当たって専門家の意見を十分に取り入れるようにするべきであるとの意見がございました。

牛肉トレーサビリティ法に基づく事務につきましては、制度発足以降、正確・迅速・厳格な情報の管理及び伝達に努め、生産履歴の検索の増加やBSE発生時の緊急検索にも適切に対応しており、国民が求める食に対する信頼の確保に大いに貢献していると評価ができます。

また、農家段階で活用できる実用技術を考案して、「畜産現場で使えるアイデア集」として取りまとめ、多くの現場関係者から配布希望が寄せられているところでありまして、積極的な取り組みであると評価いたしました。

予算収支計画としまして、自己収入の増額、効率的な運営による経費の抑制に取り組む姿勢がうかがえました。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項としまして、職員の人員配置に関して、業務の重点化・効率化に努めつつ、適正な人員配置を行い、牛の個体識別業務を担当する部署には、業務量の増大に対応した職員数を配置し、業務の円滑な実施に努めております。

以上が平成17年度の各項目の評価概要であります。

続きまして、第1期中期目標計画の評価概要についてご報告いたします。

中期目標期間の評価につきましても、平成17年度の評価と同様に各委員による予備評価、疑問点の洗い出し、疑問点についての法人からの説明を受けまして、その後協議を行い、最終的に評

評価結果の概要を作成しました。

お手元の資料 3 - 3 の89ページをご覧ください。89ページに独立行政法人家畜改良センターの中期目標期間の評価結果の概要を示してございます。

まず、総合評価の結果でございますが、中期目標達成に向けた中期計画は達成されたと認められますことから、評価結果はA評価といたしました。

評価に至った理由でございますが、最下位の項目につきまして、中期計画に即して設定した評価基準に照らし、S評価5項目及びA評価118項目となり、業務運営の効率化、国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上における着実な公共サービスの実施、自己収入増加への取り組み等を総合的に評価した結果、大項目についてはすべてA評価といたしました。

特筆すべき事項、S評価でございますが、乳用牛については、米国等からの牛生体輸入がBSE発生により停止されたときの研究対応。豚について、デュロック種の雄型系統豚「ユメサクラ」を1年早期に完成させたことは、後代検定事業の推進や養豚生産性の向上等、我が国の家畜改良にとって大きな貢献であると評価いたしました。

また、調査研究のうち乳用牛の遺伝子育種技術について、遺伝性疾患であります横隔膜筋症の原因遺伝子を特定し、遺伝子診断法を開発し、特許を取得したこと。乳房炎の感受性、抵抗性に関与する遺伝子の機能を詳細に解明し、この遺伝子型を特定するための検査方法についても特許出願申請を行ったことを高く評価しております。

さらに、肉用牛の遺伝子育種技術について、肉量・肉質に関連する染色体領域を狭めるとともに、肉質のうち脂肪酸組成に関与する遺伝子を特定したことは、知的財産としての和牛の保護に通じるものであり、高い評価に値します。

加えて、牛肉トレーサビリティ法に基づく事務については、BSEの発生を契機に緊急に取り組んだものでありますが、個体識別制度の運営管理主体として位置づけられ、当初の想定をはるかに超える業務量にもかかわらず、平成17年度評価にもありましたように、国民が求める食に対する信頼の確保に大いに貢献していることは特筆に値すると評価いたしました。

これらの実績については、いずれも計画を大きく上回り、すぐれた成果が得られたものでありますことから、S評価に値すると判断いたしました。

その他にも、乳用牛につきましては、国際評価機関に加盟し、初めて国内外の種雄牛の遺伝的能力の比較を可能とし、国産種雄牛の泌乳能力は世界水準であることが判明し、センター所有の種雄牛3頭が、おのこの評価時において、乳量、乳脂量等で世界第1位を獲得するなどの成績が認められました。

肉用牛については、後代検定事業の推進のほか、受精卵分割や体外受精等の技術を活用した新育種手法の開発、遺伝的多様性に配慮した育種資源の確保等に取り組んでおります。

飼料作物種苗の検査につきましては、畜産機関では国内初となります国際認証検査所の資格を国際認証機関（ISTA）から取得したこと、また、調査研究については、体細胞クローン牛の特性調査及び相似性調査など、家畜改良センターならではの取り組みがなされ、計画以上の成果があったと認められます。

以上のとおり、家畜改良センターの第1期中期目標期間の評価につきましては、総合的に評価した結果、A評価といたしました。

引き続き、第2期中期目標の期間におきましても、家畜の改良増殖、肥料管理の改善、飼料作物種苗の増殖に必要な種苗の生産配布等に取り組むとともに、牛個体識別業務の適正な情報の管理及び伝達に努め、食の安全・安心の確保に取り組んでいくことを期待しております。

以上で家畜改良センターPTの検討結果報告を終わります。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは次に、肥飼料検査所について、深見委員よりお願いいたします。

深見専門委員 肥飼料検査所のPT事業は7月28日に行われました。

それでは、資料3-4の1ページをご覧ください。

評価結果としましては、独立行政法人肥飼料検査所の平成17年度業務実績に関する総合評価を、Aとしました。

評価に至った理由ですが、まず法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画及び年度計画に定められている項目について評価基準に基づく評価を行った結果、肥料関係業務の中項目の1項目にB評価、飼料及び飼料添加物関係業務の小項目にS評価がそれぞれ1つありました。しかしながら、ほかの中項目がすべてA評価であったことから、総合評価はAとなりました。

評価の具体的な内容ですが、(1)肥料関係業務につきましては、6ページをご覧いただくと数字が具体的に出ています。立入検査は16.1%削減いたしました。汚泥肥料などの有害成分を含有するおそれのある立入検査は167%増加です。これらなどから、中期目標期間における評価指標としての達成率は90%を超えて、93%に達成したと判断されました。

B評価になりましたものは、22ページにございます。調査研究課題「水溶性の有害成分に係る植害試験の迅速化法の開発」についてです。従来の方法では、ほぼ3週間ぐらいの試験期間が必要でしたが、根の伸長速度を試験指標とした植害試験法は、1週間程度で結果が出るのが期待されたので、それを検討しました。しかし、汚泥肥料に関しては、余り明瞭な結果が得られない

ということで、迅速化法として確立することはできませんでした。こういうことはやってみないとわからないので、B評価とするのはちょっと忍びないのですが、開発ということが目標になっておりますので、B評価といたしました。

(2)の飼料及び飼料添加物関係業務につきましてです。これは34ページに具体的な数字が出ておりますが、モニタリング検査を1万2,531点実施しております。

それから、38ページですが、S評価とした小項目について、少し詳しく説明したいと思います。安全性未承認の遺伝子組み換え体のトウモロコシB t 10についてです。

平成13年3月に、安全性が未承認の遺伝子組み換え体のトウモロコシB t 10が安全性が承認済みになっていますB t 11の種子に混入して誤って栽培され、輸出されたということが米国政府から報告がありました。その後の調査において、B t 10が混入した米国産のトウモロコシが日本にも輸出されている可能性のあることが判明しました。

これを受けて、国立医薬品食品衛生研究所及び肥飼料検査所は、急遽、B t 10に関する実用的な検査法を開発し、17年5月からこの検査法を実施しました。検査早々、B t 10が入ってきているということが判明したので、農林水産省は、輸入トウモロコシに関連する全船の検査を決定しました。このために肥飼料検査所は、B t 10の検査を最重点項目として、当初は本部だけで実施していた検査を、全国5カ所の地方事務所まで分析が可能になるように分析機器の購入及び整備を行い、また、各所の分析技術者を育てるための講習会、研究会を行い、分析技術のレベルアップを図り、全国で同様の試験が行えるようにしました。

17年6月から8月にかけては、検査を急がなくてはなりませんので、肥飼料検査所では休日を返上し総力を挙げてこの検査に当たりました。18年3月までに216点の検査を行いました。このうちB t 10の陽性が確認された米国産トウモロコシは、すべて米国に向けて送り返されています。

この間、平成17年6月に、農林水産省は輸入業者に対して、米国産トウモロコシの輸入に際しては、米国内での分析の結果、B t 10陰性であることを示す証明書を添付することもしくは肥飼料検査所による検査を受けることとすることを通知しました。その後は、証明書の添付している分についても検査所の抽出検査の対象となっています。現在では、抗B t 10陰性である証明書が添付されており、抽出検査の結果でも陽性が確認される例はなくなっているとの報告を受けました。このような緊急時の対応を検査所単独でしたということで、この項目についてはS評価といたしました。

(3)土壌改良資材関係業務です。これは11ページに具体的な例があります。集取品の1点当たりの検査時間を15.6%削減しました。

(4) 経費の抑制については、今、申し上げましたように、B t 10にかかわる設備その他の費用がかかったわけですが、それを含めまして前年比3.2%減ということで、目標を大幅に上回る経費の抑制がなされています。

以上のような経緯から、総合評価をAといたしました。

続いて、第1期中期目標期間の評価結果の概要についてお話しします。85ページをお開きください。

評価結果としては、第1期中期目標期間中の総合評価はAといたしました。

評価に至った理由ですが、平成13年の牛海綿状脳症の発生、平成15年の食品安全基本法、遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の施行など、いろいろな国民の食の安全・安心にかかわる情勢が変化し、この間、肥飼料検査所の中期目標も3度改正されました。そのたびにいろいろな業務が追加されてきていますが、それらを積極的に十分に達成してきた結果、各年度の総合評価はAでありました。また各中項目、小項目の5年分の積み上げ評価をいたしましても、その結果としての総合評価はAでした。

具体的な評価内容は各年度ごとに報告されていますけれども、特に肥飼料検査所の設置目的から見ますと、平成13年には牛海綿状脳症の発生に伴う、飼料及び肥料の製造事業所への立入検査の取り組みがあります。それから、16年度には輸入肥料のカドミウム汚染を検出して、カドミウム汚染肥料の流出を阻止したこと、さらに、16年度には、牛海綿状脳症の発生防止をするための飼料中の動物由来DNAの検出法を確立して、検査の迅速化に非常な貢献をしました。17年度には、ただ今報告したように、安全性未承認の遺伝子組み換え体トウモロコシB t 10の検査方法を開発し、総力を挙げてこの検査をして流通を阻止しました。こういう緊急対応が確実になされています。

このような緊急対応は、肥飼料検査所の側から見ますと、お手柄といたしますが、金星ですけれども、一般国民から見ればこのような脅威が実際に存在しているということなので、今後とも国民の食の安全・安心を守るために一層のご努力をお願いしたいと考えております。

以上です。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、農薬検査所につきまして、佐々木委員の方からご報告をお願いします。

佐々木専門委員 それでは、農薬検査所の報告をいたします。資料3 - 5をご覧ください。1ページ目に概要が載っております。

先週、8月3日にプロジェクトチームの会合を開催いたしました。検査所から提出されました

自己評価シート及び補足資料をもとに、各業務の詳細なヒアリングを行い、評価を行ったところ  
です。

まず、平成17年度の評価についてですが、結論から申しますと、総合評価をAとしております。  
後ほど説明いたしますが、一部の項目で目標を達成できませんでしたが、農薬取締法ですとか食  
品衛生法などの改正に伴い大幅に増加した業務を遂行して社会的に貢献したということを考慮い  
たしました。それぞれの評価については、資料をお読み取りいただければと思います。

本来B評価とすべきところでA評価にしたところの特記事項について、若干ご説明したいと思  
います。

4ページにございます業務運営の効率化のところ、農薬の検査期間が目標期間より延長され  
たということが記載されておりますが、これは農薬の基準を設定する際に必要な手続と、それか  
ら基準設定を必要としない農薬の手続というのがあるんですが、いずれも国の手続のシステムが  
変わりまして、段取りというんですか、例えばリスク評価ですと食品安全委員会を通すですとか、  
あるいは農薬の残留基準を決めるときの厚労省の手続が変わったということで、大体3カ月から  
5カ月ぐらい延長になったということを反映して両方とも延びていますが、件数を考慮すると非  
常によくやったというふうにPTの方では評価をしております、目標期間を超過したものの評  
価をAとしました。

1ページ目に戻りまして、中段のところにあります(1)から(8)というのは、実は中期目  
標にはない項目で、農薬取締法改正に対する技術支援ですとか、残留農薬のポジティブリスト制  
の導入ということで、農薬検査所の方でも登録手続ですとか技術支援ということが発生しまして、  
緊急性や社会的要請が高い業務がどれだけあったかということを中心に記録しようというこ  
とで載せたものです。

以上のように国からの要請に適切に対応して、また、通常の業務についても年度当初の目標を  
ほぼ達成しておりますということで、17年度の事業評価については総合評価をAとしたという結  
論でございます。

続きまして、38ページに中期目標の評価について記載されております。評価そのものについ  
ては文章をお読み取りください。

(1)の背景をちょっと説明したいと思います。当時を思い起こしていただければおわかりか  
と思いますが、国内で無農薬登録の流通等々がございます、非常に消費者の不安を呼んだとこ  
ろですけれども、検査所では国などと連携して、農薬の製造者ですとか販売者に立入検査を実施  
しました。またその後、登録農薬を適正に使用していただくための取締法を改正して、さまざま

な手続を強化してきたところです。これらの項目として書かれていることに対しまして、農薬検査所は一つ一つ技術支援を行っていったという状況でございます。

(2) につきましては、先ほどと重なりますけれども、ポジティブリスト制に対しての手続に関する作業業務を行ったということです。

(3) と(4) ですが、これは具体的な農薬そのものの取締法改正によって、不足する農薬、例えばマイナー作物というふうに一般に言っておりますけれども、地域に特定される作物に対する農薬の取り扱いを可能にするすとか、あるいは特定防除資材と言っております特定農薬というものがあるんですが、さまざまな手続がふえましたことから、農薬検査所では、中期目標には当然ないんですけれども、生産者の方に有効に仕事をしていただくということで、率先してこの手続を進めていったというところでございます。

90ページから92ページに人事に関する評価が各年度で書かれておりまして、15年度、16年度はB評価になっておりますが、最終17年度で目標を達成したということで、大項目の評価をAとさせていただきます。

以上、当初の目標をほぼ達成しまして、食の安全に関する情勢あるいは法の変化がありましたということで、社会的要請にも農薬検査所は大いにこたえたということの評価いたしまして、中期目標トータルで総合評価AとしたところがPTからの報告になります。

以上です。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして農業者大学校について、淵野委員からお願いいたします。

淵野専門委員 農業者大学の評価結果の概要についてご報告申し上げます。

7月24日にPTの会議を開催いたしました。資料は3 - 6でございます。

1ページ、平成17年度の事業実施についての評価でございますが、総合評価はB評価でございます。

評価に至った理由は記載のとおりでございますけれども、大項目でB評価が2つあったということです。内容的には、学生の確保状況とか、研修、集会等の開催等で一部計画変更とありますが、当初の計画どおりには実施できなかった等の点がございまして、総合評価B、おおむね計画遂行という内容でございます。

ご承知のとおり、農業者大学校につきましては平成18年3月31日付で廃止されることになっております。その後は研究機構の方に移管されるわけでございますけれども、移管に伴う業務ないしは財政支出等が17年度ございまして、そういうことで業務量もふえたりしたということがござ

いまして、当初の計画どおりいかない部分が一部あったということをご理解いただきたいと思います。

それから、21ページに中期目標期間に係る業務の実績に関する評価概要がございます。この点については全項目A評価でございまして、総合評価はAでございます。農業者大学校学則に基づく学理、技術の教授、あるいは研修教育業務がすぐれた実績を上げてきたということで、総合評価はAということになるかと思えます。

それから、業務運営に対する主な意見等ということで記載がございますけれども、この点も既にご承知の内容でございますが、平成18年3月1日をもって本校の事務及び事業については廃止されると。本校の事務及び事業については、抜本的な見直しが図られまして、研究機構の開発業務と一体的に実施するという方向になるわけでございます。それと同時に、現学生及び18年度入学者が卒業するまでは、従来の事務及び事業を継続するというところでございます。この第2期中期目標期間中に新たな農業研修教育を開始するという必要がございますし、あわせて18年度入学者が卒業する平成21年3月までは、農業者大学校の教育は確実に実行していく必要があるという評価でございます。

1ページの方で訂正が一部ございました。申しわけございません。2項目めの業務運営に対する主な意見等で、3行目のところに「平成18年度入学者が平成21年度」となっておりますけれども、これは「平成21年3月に卒業するまでは継続すること」という内容に変更したいと思います。この動きに合わせて書類の方も訂正、書きかえをしたいと思います。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの6法人からのご説明に対しまして、ご意見、ご質問の時間に入りたいと思います。どうぞ。ございませんか。

(発言する者なし)

松本分科会長 それでは、特段ご質問、ご意見がございませんので、各法人の平成17年度業務実績評価につきましては今回の案で決定し、また、中期目標期間の業務実績の評価結果につきましては、8月30日に予定されております農水省独立行政法人評価委員会において、各分科会での評価結果の報告を私から行うこととしたいと思います。それでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次に、その他といたしまして、昨年11月の勧告の方向性を受けまして、平成19年4月から統合

が予定されております独立行政法人農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所の統合後の対応に係る検討状況の報告でございます。

現在までの検討状況につきまして、表示・規格課長から説明をお願いいたします。

表示・規格課長 表示・規格課長の水田でございます。資料4に基づきまして説明をさせていただきます。検査検定3法人の統合の関係でございます。

農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所のいわゆる検査検定3法人につきましては、来年の4月に統合することとしております。評価委員会から附帯意見としてもいただいております法人の統合に当たりましては、それぞれの法人が担っていた業務の重要な特徴が損なわれないよう留意するということを踏まえつつ、現在、統合のメリットの発現に向けて具体的な取り組みにつきまして検討を行っているところでございます。

こうした統合メリットの検討をはじめ、その統合に向けての具体的な準備等につきましては、先ほど手島委員からもお話しいただきましたとおり、3法人による統合準備委員会を設置いたしました。また、これとあわせまして農林水産省におきましても検討の準備室を設けまして、十分な連携を図りつつ検討を行っているところでございます。

お手元に配付させていただきました資料4に基づきまして説明させていただきます。

まず、事務事業の一体的実施による検査分析能力の向上等ということでございます。

検査検定3法人がそれぞれ蓄積してきております検査分析に係る知見・ノウハウの活用や、統合による組織のスケールメリットを生かす観点から検討しているところでございます。

まず、といたしまして、分析の精度管理等の一体的な実施ということでございます。

3法人は、いずれも理化学的な分析手法を用いて検査を行う機関でございます。したがって、検査分析能力の維持向上という観点は重要でございます。分析が適正な精度で行われているかといった精度管理、あるいは職員への分析能力の維持向上に係る研修、さらには登録時の検査、立入検査に係る監査などを行っておりますが、こうした取り組みというものが検査分析対象によって大きな違いがあるというわけではございません。こうした観点を踏まえまして、統合後はこのような取り組みを一体的に行うということを考えております。また、監査結果等を適切に業務に反映させる取り組みを強化してまいりたいと考えているところでございます。

、スタッフ制やプロジェクトチームの導入でございます。

3法人の業務はそれぞれ専門性が異なる面がございます。統合後もそれぞれ別の部門とすることが必要ではございますが、ここに書いてございますように、緊急時、繁忙時に、高度な専門性が必要なデータ解析の業務などは除きまして、業務分野や手法にとらわれずにスタッフを重点的

に投入していくと、そして迅速に対応する仕組みを導入することを検討しております。

また一方で、専門性が異なることを生かしたメリットとして、例えば、食品中にこれまで混入した知見がない汚染物質が見つかった場合に、原因の特定ですとか、その汚染物質に関する解析ですとか、あるいは検査分析手法の確立を迅速に行っていく必要があるわけですが、こうした場面におきまして、それぞれの専門性を生かした視点から検討することが可能になってくると考えているところでございます。

、消費者への情報提供の充実でございます。

各法人が検査業務によって得られたいろいろな知見がございます。食品中の汚染物質、あるいは肥飼料、農薬等に係るリスクなどの知見があるわけですが、こういったものをホームページ、消費者モニター、講習会などのいろいろな場面あるいは活動を通じまして、消費者のみならず事業者の方々に対しましても、一元的にわかりやすく提供する取り組みを検討しているところでございます。

こうした取り組みを行うことによって、(2)に書いてございますような違反事案への対応能力の強化、次のページになりますけれども、緊急時や新たなリスクに対する対応体制の強化、あるいは消費者の理解と信頼感の醸成、こういった効果が発揮できると考えているところでございます。

2番目といたしまして組織の関係でございます。本部及び地方組織の再編についてでございますけれども、これにつきましては、統合時に建物や施設をすべて建てかえるということは財政的にも莫大な経費がかかりまして、現実的ではないわけですが、勧告の方向性の趣旨を踏まえまして、一体的な運営ということをしかり取り組んでいく必要があると考えております。地方組織も含めまして、総務、企画などの管理部門を統合することをはじめとして、さらなる対応について検討を進めているところでございます。

最後に3でございますが、18年4月1日から、3法人の中期目標計画の中で、この点については既に記載をしているわけですが、分析機器の計画的な使用ですとか業務のアウトソーシングについてしかり取り組んでまいることとしておりますが、統合いたしますので、統合後は、これにつきましても一体的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございますが、こうした検討の成果につきましては、統合方針の中期目標、中期計画等におきまして具体的に位置づけていくこととなるわけですが、その際には、通則法の規定に基づきまして委員の皆様方にご審議をいただくこととしておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

ただいまは、3法人の統合に関する現在までの検討事項と進捗状況をご報告いただきました。引き続き統合に向けた作業を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第2部の審議に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

第2部の審議は、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、水資源機構の4法人の議題を対象としております。

1つ目の議題は、平成17年度に係る業務の実績に関する評価についてでございます。第1部と同様に各プロジェクトチームの委員の代表から審議の結果の報告をいただき、その後、質疑応答を行う手順で進めてまいりたいと思います。

なお、時間が限られてございますので、ご報告は5分以内でお願いいたします。

それでは、早速でございますが、農畜産業振興機構について徳江委員からご報告をお願いいたします。

徳江委員 それでは、農畜産業振興機構の平成17事業年度業務実績の評価結果の概要につきまして、農畜産業振興機構プロジェクトチームを代表しまして、私、徳江からご報告申し上げます。プロジェクトチームのメンバーは、安部委員、石田委員、福田委員と私の4名でございます。

評価結果の概要です。お手元の資料5-1をご覧くださいと思います。これに沿いまして説明させていただきます。

まず1ページ目、全体的な評価結果といたしましては、平成17年度の業務は中期計画の達成に向けて順調に行われており、A評価といたしました。

評価に至った理由といたしましては、まず評価の手法ですが、プロジェクトチームは平成18年7月11日、機構本部において検討会を持ち、機構から提出されました自己評価シート、補足資料並びに財務諸表等に基づき業務実績の内容を聴取し、評価の作業を進めました。評価は、あらかじめ定められた評価基準等に基づくとともに、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会における研究会報告書（平成16年6月30日）、平成17年7月11日並びに平成16年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について（これは平成17年11月14日）等を活用して行いました。

2、評価実施の過程としましては、中期計画の小項目を単位として、a、b、cの3段階評価を行い、また、a評価の中で特にすぐれた結果が得られたものについてはs評価を行いました。その結果、小項目149項目中1項目がs評価、148項目がa評価、指定食肉の買入れ業務など業務

の実施に至らず評価対象外となった項目が7項目でした。

次に、中項目の評価については、小項目の評価結果を積み上げ、3段階評価ですが と各小項目の達成率及びその他の要因を分析いたしまして評価を行い、17項目中17項目がA評価、評価対象外が2項目ありました。

さらに、大項目の評価及び総合評価につきましては、中項目の評価結果の積み上げ、これも3段階評価と、各中項目の達成率及びその他の要因、これは評価シートの方で留意事項等として記載しておりますが、勘案しまして評価を行い、5項目中5項目がA評価、評価対象外が2項目ありました。

総合評価としましては、冒頭申し上げましたとおり、平成17年度業務は中期計画の達成に向けて順調に行われると判断して、A評価といたしました。

それでは、2ページ目でございますが、業務運営に対する主な意見等として、これに沿いましてご報告申し上げます。2ページ以降は、業務実績評価シートにおいて各大項目の留意事項として記載しております。時間の関係もございますので、各評価シートの掲載ページは省略させていただきます。以下、簡単にご報告させていただきます。

2ページの、事業費の削減・効率化については、14年度比61%と中期目標に照らして十分に削減されておりますが、この主たる理由は、価格安定等に係る事業費の削減によるものであり、制度の特性から発生したものと認識する必要があります。必ずしも経営努力によってこれが達成されたということではございませんので、制度の特性から発生したものと認識する必要があるのではないかと思います。

一方、補助事業・情報収集提供事業に係る事業費についても、14年度比53%と補助事業の見直し等を通じて十分に削減されていると評価いたしました。

それから、一般管理費（退職手当を除く）についても、14年度比19%減と十分に抑制されております。その中で、平成17年10月に神戸事務所を廃止し、これにより198万2,000円、一般管理費が削減できております。また、平成17年12月から給与構造の見直しを実施しており、学歴構成や勤務地を反映させ、東京に勤務する国家公務員と比較した17年度のラスパイレス指数は、16年度の113.9から112.8へと1.1ポイント低下し、人件費の削減に着実に取り組んでおります。

それから、内部監査体制の充実・強化につきましては、監査体制が平成16年8月、特定非営利活動法人情報公開市民センターにより高い評価を受けており、平成17年度においてもその評価にふさわしい監査体制のもと、厳格な監査を実施し、その結果、役職員の経費節減に対する認識がより一層高まり、事業費、管理費の節減に貢献していると考えられます。この小項目について

は、引き続き昨年同様s評価といたしました。

それから、3ページ目の でございます。機能的で効率的な組織体制の整備については、総務部及び経理部の部長級スタッフを削減するとともに、管理職への登用を行わないなど人事運用の見直しを実施し、より効果的・効率的な組織・業務運営に取り組んでおります。また、EPA / FTA、WTO交渉の進展等、機構をめぐる情報業務ニーズの変化に的確に対応するため、部門横断的な国際情報審査役を創設し、時宜を得た組織体制の整備を行っています。

それから、飛びまして4ページをお開きいただきたいと思います。

、情報提供業務につきましては、出版物としての情報提供の効果及びコストの的確な把握が行われている中で、有料化の是非についても検討されておりますが、情報利用側にいかなる効果をもたらしているかについても検討する必要があると考えています。

それから5ページ目、 、資金の管理及び運用については、畜産勘定を初めとする各勘定の資金の流動性を確保する必要があり、資金管理運用基準等に基づいて適切に運用されていますが、多額の資金を保有しておりますので、各勘定における資金需要状況を的確に把握し、引き続き適正な管理に努めていただきたいと思います。

それから、5ページ目の〔4、(2) 借入金限度額についてのところでございますが、砂糖勘定は平成17年度に100億円の損失となっています。これは制度の特性から、事業損失並びに会計年度末における短期借入金が発生することは前年度評価書において指摘したところです。17年度において、当該損失縮減に向け対応策を講じ始めましたので、18年度以降も引き続き検討していただきたいと思います。

このほか、3ページにお戻りいただきまして、〔2の 、 でございます。それから、次の4ページの 、消費者への情報提供について記載されておりますが、この辺については時間の関係上割愛させていただきます。

以上が農畜産業振興機構の平成17年業務度実績評価結果の概要でございます。よろしく願いいたします。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして農業者年金基金について、渡辺委員よりご報告をお願いいたします。

渡辺専門委員 本日、プロジェクトチームの主査であります森田委員が欠席されていらっしゃいますので、私の方から農業者年金基金の平成17年度業務実績評価の検討結果をご報告させていただきます。

プロジェクトチームは、先月、7月26日に森田委員、長沼委員、私の3名全員が出席して検討

を実施いたしました。資料は5 - 2をご覧くださいと思います。

まず1ページですが、プロジェクトチームでは法人から提出された自己評価シート及び業務実績報告書等の資料をもとに、中期計画項目につきまして評価基準に基づき評価を実施した結果、評価対象すべての中項目についてA評価となっております。これらを踏まえて、全体として順調に業務が実施されていると判断いたしまして、総合評価はA評価といたしました。

それでは、その業務運営に対する内容、意見につきまして、主な項目を簡単にご説明させていただきます。

まず1点目としまして、1ページの2の〔1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置〕についてでございます。

運営経費の抑制につきましては、一般管理費、事業費ともに、平成17年度計画に設定した目標を上回る削減が実施されています。

なお、人件費につきましては、国家公務員の給与引き下げ率（0.3%）を上回る給与の引き下げ（0.4%）を行っていますけれども、今後とも、昨年12月に閣議決定されております「行政改革の重要方針」を踏まえまして、新年度以降5年間において5%以上の削減を実施されるようお願いいたします。

それから、業務運営の効率化につきましては、ダウンサイジングが終了しまして、基幹業務記録システムの運用が開始されるなど電算システムの開発・整備について計画どおり順調に実施されています。今後とも計画を着実に実施するとともに、実施状況のフォローにつきまして確실히行っていただきますようお願いいたします。

それから、業務運営能力の向上等につきましては、計画どおり研修等を行うなど順調に実施されています。今後とも計画的に研修等を行い、職員の方々の業務運営能力の向上に努めるとともに、業務内容の理解度の確認を行い、次の研修等に活用するなどの創意工夫に努めていただくようお願いいたします。

次に、2ページの方にまいります。〔2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置〕についてであります。

被保険者資格の適正な管理及び標準処理期間内での事務処理につきまして、計画どおり順調に実施されています。これらについては農業者年金基金の基幹業務でございますので、今後とも、より一層資格の適正な管理、事務処理の迅速化に努めていただくようお願いいたします。また、今後は実施状況のフォローというものも確実に実施していただき、その成果を上げていただくようお願いいたします。

年金資産の安全かつ効率的な運用については、計画どおり順調に実施されています。今後とも、年金資産の運用に当たっては、安全性を重視するとともに、被保険者等に対する適時適格な運用結果の情報提供等に努めていただくようお願いいたします。

それから、制度の普及推進につきまして、各種資料による業務受託機関を通じた制度の周知及びホームページを通じた情報の提供などを行って、制度の普及推進が図られています。しかし、平成17年度の新規加入者数は、1,653人と前年度に比べ2.5%の微増にとどまっているという現状を踏まえまして、制度の普及推進のより効果的・効率的な方法がないかご検討いただいて、業務受託機関と連携の上、一層新規加入者数が増加するよう努めていただくよう、これは徹底して行っていただくようお願いいたします。

それから、3点目ですけれども、2ページの〔4 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画〕についてでございます。予算執行につきましては、区分ごとに適正な執行を行い、経費の削減計画を達成されています。

なお、業務委託費については、業務実績が増加する中で支出の削減が行われており、今後ともさらなる支出削減の取組みを実施されるようお願いいたします。また、連絡事務所につきましては、業務実績が増加する中で特殊要因もあり、経費が若干増加していますが、基金全体では経費は削減されており、今後とも一層の支出削減の取組みを実施していただくようお願いいたします。

それから、3ページの〔7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項〕でございますけれども、中期計画及び17年度計画に基づきまして1名の職員数の削減を行うなど、これも計画どおり順調に実施されています。今後とも、「職員の人事に関する計画」に基づき適正な人員配置に努めていただきますようお願いいたします。

最後になりますが、資料の一番最後の31ページ、32ページをご覧いただきたいと思います。

農業者年金基金の業務実績の評価に当たりましては、旧制度にかかわる業務の部分につきまして、厚生労働省の評価委員会の意見を聴くこととされており、先月、7月7日付で意見を伺ってありましたところ、8月3日付で意見をいただいているところでございますので、読み上げさせていただきます。

平成17年度における農業者年金基金の旧制度の給付に関する業務については、着実な実施状況にあると判断される。

貴評価委員会において、定性的な目標が定められている計画項目についてよりきめ細かな評価が行われるよう配慮しつつ、適切に評価をされたい。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、農林漁業信用基金について、清野委員からお願いします。

清野臨時委員 それでは、私の方から農林漁業信用基金の17年度の業務評価についてご報告を申し上げます。資料5 - 3でございます。

1 ページ目、当プロジェクトチームの農林漁業信用基金に対する総合評価といたしましては、1 行目に書いてございますように、業務が順調に行われていると判断いたしまして、A 評価としたところでです。

当法人に関しましては、評価される項目は大項目にして5 つございます。実は全体では8 つの大項目がございますが、1 ページで言えば下の方に数字が飛んでいるところがございますが、そのうち2 つは既に措置済みでございますし、1 つは実績がないということで評価をしないということで、大項目が5、それから、中項目にして15 ございますけれども、いずれもA 評価でございました。小項目の一部にB 評価はございますものの、総じて高い評価にあるというふうに評価をいたしましたわけでございます。

本日は、この評価の話の終了後、組織見直しの話とも関連がございますけれども、本法人は独立行政法人化以前に特殊法人あるいは認可法人が統合いたしまして、先発の法人よりも効率化の条件も厳しい中でよく頑張っているのではないかという意見がプロジェクトチームの会合でもございましたので、ご紹介を申し上げておきたいと思えます。

今後とも役職員一体となった取り組みを通じまして、農林漁業者の信用力補完という法人の重要な役割を発揮していただきたいということでございます。

2、業務運営に対する主な意見等でございます。

項目別に見ていきます。大項目の1 つ目、業務運営の効率化に関する点でございますが、(1) 事業費の削減でございます。これは、数値的に見て大幅な削減がされてございます。資料をめぐっていただきまして、3 ページの右側の方に で大きな数字がご覧いただけるかと思えますけれども、当法人の目標は、期間全体で事業費を5 %削減するというものでございまして、17 年度につきましては、実施期間の4 年半を分母にいたしました分子2 年半分が達成されていけばよいというふうなわけでございますが、この数字を見ていただきますように、17 年度決算では14 年度予算に対しまして32%の減、それから、決算対比で見ても3.5%減というふうに達成されているわけでございます。

この理由につきましては、1 ページに戻りまして書いてございますように、その大宗を占めて

おります貸付事業の減少ということでございますが、これは認定農業者等担い手向けの融資の取り組みが行われておりますものの、低金利といったような情勢を反映いたしまして、農林漁業全般における資金需要が低下しているという外部要因が1つでございます。それから、もちろん内部努力といたしまして、借入金の一般入札の実施でありますとか、求償権回収に当たりましてはサービサーからの活用を図るなど、そうした内部的な努力も見受けられるということでございます。

それから、括弧書きに書いてございますように、今申し上げた外部要因に影響を受けやすいということにつきましては、昨年度の分科会でも指摘をしてございますけれども、今後、中期目標（計画）の策定に合わせて検討するということを考えてございます。

それから、（2）業務運営体制の効率化につきましては、ここにもありますように、経理部体制の見直しでございますとか、計画的な人員削減、それから計画に基づく研修の実施など、こうした取り組みを背景にいたしまして、十分効率化に向けた努力がなされているということでございます。

それから、（3）経費支出の抑制でございますが、事務所借料の節減、それから、今申し上げました人員削減、給与の引き下げ等、電算委託費の節減等によりまして、経費の削減に取り組んでおるところでありまして、これらの取り組みは適切と判断いたしました。今後ともこうした取り組みを適切に行うことによりまして、中期計画の達成に向けて努力をされたいと考えます。

それから、大項目の2つ目、2の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上でございます。

この部分は、評価シートでも10数ページに上ります、内容もかなり多岐にわたってございます。業務運営上の重要な取り組みの状況をチェックする箇所でございますけれども、まとめて申し上げますと、利用者に対する積極的な情報提供、あるいはアンケート調査等を通じた利用者の意見の聴取に取り組んでおりまして、これらの取り組みは適切と判断いたしております。

なお、当法人のユーザーは末端では農林漁業者でございまして、その信用補完ということでございますが、一般国民とのつながりが他の独立行政法人と比べて薄い感じがいたします。しかしながら、農林漁業というのは生産サイクルの長い固有な産業でございまして、かつ国民の食料と暮らしを確保する上で重要な産業であるということからすれば、そうした取り組みについても当法人で行って、農林漁業の国民理解促進に向けた取り組みの一翼を担うということも含めて、今後さらなる取り組みに期待したいと思います。

それから、大項目の3つ目、予算、収支計画及び資金計画でございます。

経費支出の抑制については適切でございます。

それから、業務収支の均衡における求償権の管理・回収でございますけれども、これにつきましては、実は数値結果が目標をやや下回ってございます。評価シートでは27ページの中ほどでございますけれども、(2) 求償権の回収、保険料、B評価のところでございます。この目標に対します実績は82%程度でございましたので、率直に達成度Bとしましたけれども、ここに記載の理由のとおり、回収できなかったのは林業経営が苦しいという実態によるものでございます。

数値的にはB評価としたわけでございますけれども、次のページの28ページの冒頭には、(3) として求償権の管理・回収等の収支改善に向けた取り組みということが書いてございまして、この評価につきましては、法人からのヒアリングによりまして、求償権の回収に向けたしっかりした努力が認められたと判断いたしましたので、A評価としたところでございます。

それから、残ります大項目の4番、長期借入金の条件、大項目の8番の人事に関する計画について、それぞれ取り組みは適切でありましたので、このように評価をしたところであります。

どうぞよろしく願いいたします。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま3法人からご報告をいただいたわけでございますが、質疑応答の時間に入りたいと思います。どうぞ。ございませんか。

(発言する者なし)

松本分科会長 それでは、特にご意見、ご質問がございませんので、各法人の業務実績評価については、今回の案で決定することにしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次の議題でございます。平成17年度財務諸表についてでございますが、事務局からごく簡単にご説明をお願いしたいと思います。

生産局総務課課長補佐 財務諸表につきましては、前回の分科会で中期目標期間を終了した6法人について前倒しで審議していただいたところでございますが、本日につきましては、残りの3法人について審議をお願いしたいと思っております。

なお、財務諸表に対する検討につきましては、財務関係に詳しい徳江委員、渡辺委員にご足労願いまして、財務諸表検討会を7月10日に、法人関係役員、職員も交えて検討がなされたところでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご案内がありましたように、徳江委員から各法人の財務諸表に関する意見についてご報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

徳江委員 それでは、私の方から財務諸表検討会の結果についてご報告申し上げます。

今、事務局から話がありましたように、7月10日に渡辺専門委員と私、両名が独立行政法人農業者年金基金、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金の3法人が作成しました財務諸表について、各法人ご担当の方からご説明を受け、質疑応答し、検討いたしました。検討結果は、お手元に資料6-1が配付されていると思いますけれども、これに基づいてご報告させていただきます。

まず、1ページと2ページ目は、前回の第21回農業分科会においてご報告を申し上げたとおり、この文言は、1ページ目は特に変わっておりません。それから、平成16年度とも変わっておりません。ただ、年度が16年度から17年度に変わっておりますけれども、この1ページ目は、国民にわかりやすい形で財務諸表を作成する必要があると、こういう趣旨が書いてあります。

それから、2ページ目をお開きいただきたいと思います。結論といたしまして、農林水産大臣が各法人の財務諸表を承認することに、私ども2名としては異議はないということです。

なお、以下の点については、今後の財務諸表作成に当たって留意されたい点です。この文言も前回の第21回農業分科会において報告申し上げたとおりでございますが、一応読み上げさせていただきます。

留意事項の1としては、前年度（平成16年度）に述べた意見に対し、全法人とも適切な措置、回答を示されました。その結果については、別紙 法人別意見 に記載しましたということで、法人別意見は次のページでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。今回は3法人でございます。左側に項目、右側に共通の意見事項、それから各法人が並んでおります。

それでは、まず農業者年金基金でございます。項目のところ、1、前年度意見への対応表作成、これは農業者年金基金は作成しております。それから、ずっと下りまして、項目としては4、その他、財務分析指標について、これは平成18年2月16日に開催された財務評価等に関する意見交換会での意見を踏まえて、利用可能な財務分析指標を作成し、経年変化、他法人比較、民間比較等を実施されたいということでございますが、農業者年金基金については経年比較を実施され、資料が提出されました。

それから、項目4その他の、減損会計導入への対応について、共通の意見事項としては、遊休となっている不動産等、あるいは利用率が計画を大幅に下回っている設備等については、売却

や有効活用等の対応を検討されたいということではありますが、農業者年金基金は遊休固定資産等はないということでございます。

それから、次の農畜産業振興機構、最初の前年度意見への対応表作成、これは作成されておりました。

それから、2番目の財務諸表、行政サービス実施コスト計算書につきましては、国民1人当たりの行政サービス実施コストを注記した方がよいという共通の意見事項としておりますが、これにつきましては、第21回農業分科会の説明にもありましたように、この中で財務内容の改善及び業務運営の効率等に関する評価についてということで、これに基づき国民1人当たりの行政サービス実施コストは計算していないが、法人全体の金額を前期比較で分析しているということでございます。

それから、4 その他の 財務分析指標について、これは経年比較を実施され、事業報告書に記載されております。それから、減損会計導入への対応についてですが、固定資産は有効に活用されているということでございます。

それから、3番目の農林漁業信用基金、最初の項目、前年度意見への対応表作成、これは作成されておりました。

それから、財務諸表のうちの 附属明細書、(1) 固定資産の取得明細については、無形固定資産についても増減の著しい内容を注記した方がよいというコメントをしております。

それから3番目、比較財務諸等、法人全体の貸借対照表、損益計算書も比較分析した方がよい。それから、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書も作成した方がよいと述べております。

それから、4 その他、財務分析指標についてであります。経費等だけでなく債権関係の勘定についても分析することが望ましいというふうに記載しております。

以上が法人別の結果でございますが、総括、今の3ページ目の下の方でございます。総括として次のように述べております。

前年度の財務諸表検討会の意見に対して、上述した事項以外については、各法人とも対応されております。

なお、各独立行政法人に共通の意見としては、前回、平成18年6月27日開催の第21回農業分科会で記述した次の課題が該当しますので、これも読み上げさせていただきます。

1人当たりの行政サービス実施コストの計算について、分母となる人口はどのように決定すべきか、統一的な見解を示すことが必要である。全部の財務諸表を検討した結果としては、これ

だけ3つ数字がありまして、人口がばらばらな数字を使われておりますけれども、前回の国勢調査の数字がそろそろ固まると思いますので、その数字を今後は使った方がよろしいのではないかとということでございますが、現実としてはこのような3つの人口が使われておりました。

それから、セグメント情報は、各業務の業務評価の結果と結びつくような財務情報の提供が望まれる。このためには、会計処理の基準として、運営費交付金の収益化の方法として、費用進行基準と成果進行基準等がありますが、今のところは、費用進行基準で行っている収益認識について、できるなら成果進行基準の導入が必要である。つまり費用進行基準ですと、使った費用だけを収益化するというだけで、そこには何も効率化がうかがわれないという欠陥がございますので、できるだけ成果進行基準の導入が必要であるということでコメントさせていただきました。

、独立行政法人として5年間の業績を評価できるような指標を設定して、運営費交付金の国への返還額について一定の評価ができるか否かを検討されたい。これは既に中期計画期間が終了した先行独立行政法人については、最後に残りました運営費交付金を返還しますが、返還する額そのものについては、もちろん返還する必要のない金額と返還する金額があるんですけども、運営費交付金が残った余剰ができたという、この辺の内容についてどういうふうに考えたらいいかと、5年間の実績あるいは経営努力がこれで反映されているのかどうか、この辺がちょっと疑問だなと、現状のところ、経営努力がはっきりうかがえないようなシステムになっておりますので。この辺については、ここで運営費交付金の国への返還額について一定の評価ができるか否かを検討されたいと。できるか否かですから、今の段階でできるともできないともわかりませんが、この辺について検討していただきたいということです。

それから、固定資産の減損会計導入について、独立行政法人における評価の考え方について早期に見解が示されることが望ましい。法人によっては多額の固定資産を所有しているところ、ほとんどないところもございますので、やはり国民の税金を投入した資産が有効に活用されているかどうかという視点でいろいろ検討していただきたい、こういうことでございます。これが総括としての意見を述べさせていただきました。

それから、2ページ目にお戻りいただきまして、先ほど留意事項の1は読まさせていただきましたけれども、2番目、前年度（平成16年度）の財務諸表検討会において提案した財務分析等に係る各法人共同研究の場として、平成18年2月16日第1回の意見交換会が持たれましたので、この意見交換会につきましては、引き続き平成18年度も適宜開催いたしまして、お互いの法人のそれぞれの会計に係る諸問題の解決等ご努力いただきたいと、こういうことで申し上げました。

以上で報告を終わらせていただきます。

松本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの財務諸表に関するご報告につきまして、質疑応答をお願いいたします。どうぞ。ございませんか。

(発言する者なし)

松本分科会長 それでは、特にご質問やご意見がないようでございますので、各法人の財務諸表につきましては、主務大臣の承認に関し「異存なし」との意見として提出したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

なお、徳江委員、渡辺委員におかれましては、大変ご多忙のところ、このようなご検討をいただき、また適切な意見の提示をいただきまして、まことにありがとうございました。ご苦労さまでございました。

それでは、ここで一旦休憩に入りたいと思います。ただいまおおよその時間が3時15分でございますので、短いですが5分ほど休憩に入らせていただきます。3時20分から再開したいと思います。

それでは、ひとまず審議を中断したいと思います。

午後 3時12分 休憩

午後 3時20分 再開

松本分科会長 それでは、時間がまいりましたので、審議を再開したいと思います。

次の議題でございます。独立行政法人水資源機構の平成17事業年度の業務実績に係る意見の報告についてでございます。戸澤専門委員よりご説明をお願いしたいと思います。

戸澤専門委員 ただいまご紹介いただきました戸澤でございます。本日は水資源機構プロジェクトチーム長の渡辺委員が欠席しておりますので、かわりに私から説明をさせていただきます。資料7をご覧くださいと思います。

水資源機構の年度業務実績に係る意見につきましては、水資源機構法第42条第3項第1号の規定に基づき、国土交通省評価委員会が評価を行う際に、農林水産省評価委員会の意見を聞かなければならないとされております。平成17事業年度の業務実績につきましては、7月4日に国土交通省評価委員会委員長より意見の提出を求められました。これにつきましては、以下、資料7をご覧くださいと思います。1ページ目は、この意見書聴取公文の写しをつけております。2ページ目は農林水産省評価委員会委員長名で提出した意見内容でございます。この内容について

は、水資源機構プロジェクトチームにおいて案を取りまとめ、その後、書面により農業分科会各委員にお諮りしたものです。

それでは、記以下について読み上げさせていただきます。

記。平成17年度における農林水産省所管に係わる業務に関しては、計画に即した実施状況にあるものと判断される。

なお、当該業務が今後も中期目標、中期計画及び年度計画に基づいて適切に実施されるとともに、年度業務実績評価が的確に行われるよう、別紙について参考とされたい。

ということで提出いたしましたので、3ページ目に別紙の意見をつけてみました。これについて読み上げさせていただきます。

別紙。施設管理の目標の基本である「安定的な水供給に努めること」を実現するためには、施設の機能が常に適正に維持保全されていなければならない。このため、なお一層の施設の予防的な保全対策を進めることが必要である。

渇水時において、関係利害者との調整や節水対策の実施などによって、その状況に対し適切に対処できたことは評価できる。この技術的・社会的な難しさを含めて、管理業務の社会的意義について、広く国民全般により広く理解してもらうための基本的で丁寧な情報提供をさらに充実させるべきである。

様々な取り組みの実施と成果を常に確認しながら、業務運営の改善に反映させ、中期計画等を確実に実現していく体制が整備されているか、また有効に機能しているかがとくに重要であり、これが、各項目の評価を判断する基本的な要素である。全般に、こうした方向で様々な取り組みがなされていると理解できるが、この体制の整備と機能発現の状況をできる限り具体的に示していただくことが今後も重要である。

以上のような意見を7月20日付で提出いたしました。

そして、7月26日に4省合同会議が開かれまして、農林水産省水資源機構プロジェクトチームの3名全員が出席しまして、その際、水資源機構プロジェクトチームからも、先ほどご説明いたしました意見に加えまして、その他の意見もあわせて提出しております。合同会議では、所管の範囲にとらわれずに、年度業務実績全体についての議論が行われましたことをご報告いたします。

以上です。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご報告に何かご質問、ご意見がありましたら伺いたいと思います。どうぞ。ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

松本分科会長 なければ、次の議題に移りたいと思います。

次の議題は、独立行政法人農林漁業信用基金の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについてでございます。

初めに、文書課より見直しに係るスケジュールについて説明していただきまして、その後に金融調整課から見直し案について説明をいただきます。その後に意見交換を行うと、こういう順序で入りたいと思います。

それでは、まず文書課より説明をお願いします。

文書課課長補佐 それでは、私の方からスケジュールの説明をさせていただきたいと思います。資料は8 - 1でございます。

18年度の独法見直し主要スケジュール(案)につきましては、前回、6月27日の農業分科会のときも同様に説明をさせていただきました。そこから基本的に大きく変わるものではないです。

まず、7月に入りまして、政府としての見直しの基本的考え方といたしまして、骨太の方針の中で簡素で効率的な政府への取組といたしまして、独立行政法人の見直しというものが位置づけられたところでございます。これを踏まえまして、7月18日に総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会におきまして、平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針が取りまとめられました。参考資料といたしまして最後につけております。

この参考資料の方で若干概要を申し上げますと、まず1ページでございますけれども、基本的な見直しの考え方といたしまして、業務運営の効率性、自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、業務の廃止・縮小・重点化、経費の縮減・業務運営の効率化、自己収入の増加といったことを見直しの視点とするということ。

それから、融資等業務につきましては、3ページ目をお開きいただければと思います。見直しの視点といたしまして、国として行う必要性、金融的手段の必要性、当該独立行政法人で行う必要性等について検討を行うということでございます。この見直し方針を踏まえまして、今回見直し当初案を策定していくということでございます。

資料8 - 1に戻っていただきまして、本日はこの見直し当初案につきまして、当分科会で意見交換を行っていただくということでございます。その後は、8月30日に開催予定の親委員会の方で、当分科会の議論について松本分科会長の方から報告をいただいた上で、意見聴取を行う。それから、8月末までに総務省に見直し当初案を提出するというスケジュールになっております。

見直し当初案提出後も、昨年と同様でございますが、総務省の政・独委、それから有識者会議のヒアリング等を経まして、11月中旬に総務省の政・独委から勧告の方向性というものが示される見込みとなっております。この間、農業分科会・親委員会の委員の皆様には、見直しの検討状況、内容につきまして情報提供を行いつつ、最終的に親委員会に意見聴取を行った後、12月に政・独委の勧告の方向性を踏まえまして、政府の行革推進本部の議を経て、省としての見直し内容を決定するという流れになってございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、金融調整課より見直し案についてご説明をお願いいたします。

金融調整課長 金融調整課長の山口でございます。資料8 - 2をご覧くださいと思います。

独立行政法人農林業信用基金の見直しの基本的考え方でございます。左の青い部分に書いてあります事務・業務の内容につきましては、前回、6月27日の本分科会でご説明したものを書いております。この信用基金は大きく4つに業務内容を分けております。

1番目が農業信用保険業務ということでございまして、都道府県にございます農業信用基金協会で行う債務保証についての保険を行う業務。それと、認定農業者に対して低利な短期運転資金を貸し付ける民間金融機関に対して低利な貸付原資を預託する業務でございまして、その基金協会への貸し付けを行うというものでございます。

これらの特徴でございますけれども、農業においては、担い手の育成が急務ということでございまして、先の国会でも担い手の育成のための法案が成立しまして、今、農政の大改革ということで、施策を認定農業者等の担い手に集中するという方向で取り組んでいるところでございます。そういった流れの中で、この保証保険業務についても、農業者の事業、生活に必要とする資金を借りやすくする、信用力を強化するという意味で意義があると思っております。 の認定農業者に対する運転資金、これはまさに担い手に対する支援措置の1つでございます。

2番目の林業信用保証業務について、 は、林業者が民間金融機関から借り入れる資金に対して直接債務保証を行うという業務でございます。 は、計画を策定して認定を受けた者に対して低利な運転資金を民間金融機関が融資するために、その原資の供給を行う都道府県に対して貸し付けを行うものでございます。 は、森林整備が現在多様化しておりまして、長伐期施業、複層林施業など新たな森林整備の形が出てきた中で、これらの森林整備をする者に対して利息の負担を軽くするために無利子資金を融通しておりますが、それに対しての原資の寄託をするという業務でございます。

これら林業関係の業務につきましては、今、国産材がだんだん伐期を迎えてくるわけございまして、林業・木材産業を通じて川上・川下が一体となった構造改革を推進することが急務となっております。そういった観点から、この保証業務につきましては、資金の供給の上で、信用力を強化する上で必要でございます。また、 につきましては、短期の運転資金を中心にして、木材産業者なり林業者に対して低利の融資をするということで、これも林業の振興のために必要と考えております。 の寄託業務につきましては、これは長伐期といった、先ほど申しましたようなこれからの新しい森林整備の方向に向けた金融支援ということでございます。

3番目、漁業信用保険業務でございます。これは2つございまして、各都道府県にございます漁業信用基金協会が行う債務保証について保険を行うという業務。それと、計画の認定を受けました漁業者に対しまして短期運転資金を貸し付ける民間金融機関に対して原資を供給する基金協会への貸し付けを行うという業務でございます。

漁業におきましては、現在、非常に資源が減少してきているという状況がございます。これから資源管理を進めて、かつ経営体についても効率的かつ安定的な経営体という形で強化を図っていく必要があるわけでございます。保証保険業務と申しますのは、資金の供給を受けやすいよう信用力を強化するということ。また、運転資金につきましては、漁業、特に現在、石油の値上がり等によりまして、燃料費の問題もございまして、こういった運転資金を低利で融通するということで支援するものでございます。

4番目に農業・漁業災害補償関係業務でございます。これは、農業、漁業それぞれ共済団体がございまして、ここが共済金を農業者、漁業者に支払う際の財源が不足した場合に貸し付けを行うという業務でございます。この農業・漁業災害補償制度と申しますのは国の基幹的な災害対策でございます。先月も集中豪雨等の被害が各地で発生しておりまして、その災害復旧ということが求められているところでございます。農業者、漁業者にとってみれば、この共済金が災害の復旧に果たす役割は大きいわけございまして、その円滑な支払いを確保することは災害対策の一環として重要だと思っております。ところでございます。

そういったことで、この農林漁業信用基金の業務の内容につきましては、先ほど清野委員から業績の評価についてご説明がございましたように、それぞれの業務の意義がある、そう認識しておりますが、とは言いつつも、先ほど文書課の方から説明がございましたように、総務省から出ております組織・業務全般の見直し方針がございまして、見直しができるところ、しなければならぬところは積極的に見直しをするという方針のもと、農林漁業信用基金PTの先生方のご意見等も踏まえまして、見直しの基本的考え方を取りまとめております。

2 ページにございますけれども、事務・業務の見直しの方向といたしましては、まず保証・保険でございます。モラルハザード対策と書いておりますが、これは保証・保険によって利益を受けます金融機関への対応でございます。農業者、漁業者が債務不履行になった場合は、金融機関には、本来お金が戻ってこないわけですが、それを保証・保険をかけると、信用基金から保険金という形で損失が補てんされるわけでございます。全部を保証・保険で賄うということになりますと、金融機関の融資審査自体が少しおろそかになるおそれがあるという指摘がなされておまして、モラルハザードを防止するという点で、部分保証の導入というところを検討していきたいと考えております。農業、漁業につきましては、都道府県にあります基金協会の段階で、特に事故率の高い資金につきまして部分保証の導入を検討していきたいと思っております。

また、林業につきましては、直接信用基金が保証しておりますので、信用基金自身の問題でございますけれども、前回もご紹介しましたが、100%保証の割合が極めて高くなっております。基本は80%という割合の保証に制度上なっておりますので、100%でない保証の部分を拡大していきたいと考えております。

2 番目は、保証・保険収支の改善ということでございます。見直しの方針にもございますように、経費を縮減する、または自己収入の増加を図るという観点から改善をしていきたいということでございまして、事故率に応じて保証料、保険料を従来から定めているところでございますけれども、これをもう少し見直していくということを考えております。

それと、林業保証につきましては、いわゆる正常先、通常に返済をしている先が少ないと、9割方が要注意先以下であるというご指摘を受けておまして、新規引受につきましては、正常先または要注意先のみ引き受けるという形で一定の限定をかけまして、収支の改善につなげていきたいと思っております。

2 番目が融資（低利預託原資貸付）の業務でございます。これにつきましては、政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえまして、一定の見直しを行っていきたいと思っております。特に、現在融資枠と実際の貸付実行額との乖離がございますので、この融資枠を適正に管理していくという形をとりたいと思っております。それにあわせまして、資金メニューの中で、一部については役割を終えたようなものもあると思いますので、そういったものの廃止も考えていきたいと思っております。

また、もう一つの大きな話としましては、ディスクロの充実ということを掲げております。信用基金の業務につきましては、多種多様な業務を一つの法人でやっているということで、中身が非常に複雑であるというお話をあちこちから受けておるわけでございます。それぞれ一つ一つの

制度につきましては、農林漁業政策上必要性があるわけでございますけれども、信用基金が行っている部分だけを取り上げてみると、なかなかその役割がはっきり明示できないというくらいがございます。この辺につきましては我々は真摯に受けとめまして、もう少しそこを、政策と信用基金の業務の位置づけ、役割というものを明確にしていきたいということでございます。金融機関や行政から見れば信用基金の業務もある程度わかる内容なんですけれども、農林漁業者の方、さらに消費者を含めた国民の視点から見ても、わかりやすい形でのディスクリプを今後心がけて、業務の意義、必要性についてもご理解を得られるよう努力してまいりたいと考えております。

以上が概要でございます。資料 8 - 3 は、見直し当初案整理表と書いておりますけれども、これは 8 月末日に総務省に提出する様式でございます。内容が細部にわたりますので、本日は省略させていただきます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

土居委員、どうぞ。

土居専門委員 2 ページの黄色い枠の上から 2 番目の枠の事故率を踏まえたという、その事故率を具体的に、大体どんな事故で何%ぐらいとか、実際はどんなものなのか教えてください。ちょっと知りたいんです。

金融調整課長 事故率の細かい資料は現在持ち合わせていないんですけれども、今、保険料率が、例えば農業ですと、5 年未満の農業者向けの資金で 0.25% という料率になっております。事故の発生割合、いわゆる債務不履行になってしまう部分といいますのは、率直に申しまして 0.25% よりは高いという状況にあるわけでございます。

事故率に見合うだけの保険料率を全部設定いたしますと、かなり上がってしまう部分がございます。特に、負債整理向けの資金というのがございまして、1 回お金を借りているんですけれども、それが返せなくなったものですから、金利の低い資金に借りかえて、繰り延べで支払うという資金があるわけなんですけれども、そういった資金につきましては、1 回借りかえをしなければならぬような経営状態ですので、かなり事故率が高いわけでございます。

ただ、そういう方の保険料率が今は、かなり低く抑えられておりまして、そこが総務省の方から見ますと、財務的にそういうものが悪化の原因になっているので、もうちょっと保険料率を上げるべきだというご指摘があるわけでございますが、一方では、農業政策から見ますと、負債整理といいますのは、まさに低利で借りかえさせて、それによって経営の再建を図るわけござい

ますので、余り高い保険料率を設定しますと、最終的にそれは農業者の負担になりますので、政策効果が上がらないという問題がございます。

保険料率につきましては、そういうことで単純に採算ベースでというわけにもいきづらいつころがあるわけですが、今、信用基金の中には保険料率算定委員会をつくっておりますので、この算定委員会で毎年、現状の事故率と保険料率の関係が適正かどうか、こういったものを検討していきたいと思っております。その上で、可能であれば、収支改善の意味で多少の保険料率の引き上げが必要だと思っております。

土居専門委員 全くの素人なのですが、要するに農業にしても、1ページ目の方に担い手の育成が急務という問題が出ておりますが、こういったことの改善が国産の自給率アップにうまくつながってほしいなと消費者としては思っているものですから、よろしくお願ひしたいと思ひいます。

松本分科会長 ありがとうございます。どうぞ、そのほか。

井上委員。

井上委員 私も財務関係は素人ですけれども、ただいまのご説明を聞いて素直な感想を述べさせていただきますと、2ページ目に見直しの基本的考え方というのがありますけれども、こういう表現というのは、例えばこの書類が認められることになると使われることになると思うんですけれども、左側の青で囲っているところと、右側の黄色で囲っている言葉がなかなかつながらないところがあって、特に片仮名で「モラルハザード対策」に対応する言葉の意味、例えば部分保証の導入というのが一体どういう関係があるのか。それから、さらにわからないのは、「ディスクロの充実」、昔、「ディスクロージャー」という映画がありましたけれども、それを知っている人は情報暴露かなというような印象を受けると思ひいます。なぜあえてそのような言葉が使われるのかということをお聞きしたいんですけれども、決して国民の視点から見てわかりやすい言葉とは思ひえないと思ひいます。

松本分科会長 どうぞ。

金融調整課長 「モラルハザード」という言葉自体わかりにくいというお話でございます。今、口頭では補足させていただいたところでございますけれども、モラルハザードという意味は、金融機関のモラルハザードということでございまして、金融機関のモラル、倫理がなくなるということでございます。100%すべて保証が受けられると、自分の損がないということで、金融機関としては少し危ない、返済の見込みが余り立っていない人にもお金を貸してしまう。その結果の損失が信用基金に来てしまうということございまして、それが、先ほど文書課から説明されま

した参考資料でいいますと、「基本的な見直しの考え方」にございます経費の縮減・業務運営の効率化という点でどうかということで見直しをせよということでございます。

部分保証にしますと何が変わるかといえますと、保証に付されていない部分は金融機関自身がその損失をかぶることになるわけでございます。そうしますと、いいかげんな融資というのが行われなくなるということが期待されるということございまして、政策金融改革などで常に主張されていることも、保証分野における1番目の問題は、なるべく部分保証を導入して行って、モラルハザードをやめるべきだということで、こういう表現にしたわけでございます。表現が省略し過ぎておわかりにくかったと思いますけれども、こちら辺は提出までには直したいと思います。

あと、ディスクロにつきますとも、先ほどの参考資料の1の「基本的な見直しの考え方」のところにディスクロージャーの充実を図るべきというのが書いてございます。これも、「ディスクロ」という表現が専門的過ぎるということかと思えますけれども、いわゆる情報を開示していくということでございます。説明責任を果たして行って、その業務の内容を開示していく、国民の前に明らかにしていくということでございますので、表現につきましては、ご指摘を踏まえて直したいと思います。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

それでは、夏目委員、どうぞ。

夏目委員 ご説明いただきましたけれども、やはりわかりにくいという点では、今ご指摘のあったとおりだと思います。

資料8 - 3で当初案整理表というのが出されているわけですから、所管課として当初の見直しについて、ここに整理されているわけですから、せっかくのこの資料をお使いになって説明していただくともっとわかりやすかったのかなというふうに思います。これを読んで判断しなさいというのでは余りにも不親切だと思います。

松本分科会長 そのとおりだと思います。

どうぞ、そのほかございませんか。

渡辺委員どうぞ。

渡辺専門委員 私も資料8 - 2なんですけれども、基本的な考え方がここに要約されているのかと思うんですが、保証・保険収支の改善というところに、事故率を踏まえて収入を増加させるということから保険料の見直しということがうたわれているかと思うんですけれども、そのほかに林業の方で、9割は要注意先以下というご説明がございましたので、そもそも保証先として保証審査というものがどのようになされるのか、保証していい相手先かどうかという審査そのも

のを改善する必要があるのではないかと、資料8-3を拝見したところ、そういう言葉があるにもかかわらず、ここには部分保証と、その審査そのものではなく、その後の審査にも関係あるんですけれども、全体的な審査のことに触れていないので残念に思った次第ですが、その辺はどうなっているかご説明いただけるとありがたいと思います。

金融調整課長 当方としましては、見直し当初案の内容につきましては、今おっしゃったように、事前審査の決定なりそういったことも書いております。すべてを網羅して説明した方がよかったということであれば申しわけなかったと思っておりますが、限られた時間の中でしたので代表的なものを2枚紙に書いたということでございます。おっしゃるとおり、我々のつくりました見直し当初案の中では、個別の業務ごとにその見直し内容についてはもう少し詳しく書いてございます。

どうですか、ご説明した方がよろしければ、今この時間でご説明しますが。

松本分科会長 そうですね。手短かにひとつよろしくお願いします。

金融調整課長 では、資料8-3の見直し案の内容だけを手短かに説明させていただきたいと思っております。

それでは4ページをご覧ください。農業保険業務につきましては、先ほど言いました部分保証と保険料率の見直しの検討が と にございますけれども、 の段階では、引き受けなり保険金の支払審査時の事前協議を徹底をするということがございます。また、低利預託原資貸付業務につきましては、先ほどは の部分をご説明しましたけれども、 といたしまして、現在、融資実績は少ないわけでございますので、借受者のニーズを踏まえた貸付条件や事務手続の簡素化の検討ということもやりたいと思っております。

続きまして、林業につきましては8ページでございますが、8ページの下段のアのところでございます。収支改善に向け取り組むとともに、併せて、正常先の確保等に取り組むということでございまして、保証料率の見直しが で先ほど申しましたことでございます。 が正常先、要注意先に限定する等審査の厳格化を図る。ここまでが紙に書いたところでございます。

書いてございませんのは、 のところございまして、優良保証先の育成をしていきたいというのが1つと、あと事故が起きて代位弁済した後の収支を改善するということでは、求償権の回収ということが重要でございますので、求償権の回収の向上を図っていきたいということでございます。

イについては、先ほど説明しました部分保証の拡大という部分でございます。

また、林業融資業務に関しましても、資金借受者のニーズを踏まえた資金メニューの廃止を含

む貸付条件の見直しを検討ということ、また、資金需要を精査し、融資枠の適正管理を実施していくということでございます。

林業寄託業務につきましては、引き続き信用基金において実施ということで、ここについては従来どおりということでございます。

あと、9ページに書いてありますが、これは経費の節減、国費の投入の縮減という意味でございますけれども、一般管理費の赤字補てんのために行っておりました予算措置は18年度限りとするということでございます。

続きまして漁業でございますが、漁業につきましては14ページ、収支改善に向けた取り組みの実施ということございまして、基本的には農業と同じ内容が書いてございます。低利預託原資貸付業務につきましても、基本的に農業と同じ記述でございます。

農業災害補償関係業務につきましては、18ページでございます。ここににつきましては、先ほどご説明しましたように、災害対策の一環ということございまして、真ん中のところでございませけれども、被災時におけるセーフティネットとしての重要性が認められることから、今後も継続して実施ということございまして、基本的には従来どおりということでございます。

19ページ、漁業災害補償関係業務につきましても同じ表現で書いております。農災・漁災につきましても、従来どおり今後も継続して実施ということでございます。

組織形態に関する見直しに係る具体的措置というのが21ページにございます。組織形態を見直せということでございますけれども、これにつきましては、農林漁業信用基金と申しますのは、前回もご説明しましたように、いろいろな業務を行っている特殊法人、認可法人が行革の要請に従いまして効率化を図るという観点で、法人格を統合してきたところでございますので、引き続き独立行政法人農林漁業信用基金として業務を実施する組織形態については、従来どおりということにしたいと思っております。それとともに、ディスクロの充実を図るということございまして、これからも国民にわかりやすい形に、先ほどご説明しましたようなことを行っていきたいということでございます。

以上が見直し当初案に書かれました見直しの内容でございます。先ほどの2枚紙の資料の中に出てこない項目がありましたことは、おわび申し上げたいと思います。

松本分科会長 ありがとうございます。

清野委員、どうぞ。

清野臨時委員 私もプロジェクトチームの一員といたしまして、プロジェクトチームのときには、きょうの成文化されたものをももちろん拝見していなかったわけですが、方向性なりを

お聞きし、多分、当日配付された資料ということで、ほかの委員の皆様にはご理解が十分でないところがあったことは、私どももあわせて反省をしたいと思います。

前回は、この会議は評価をする会議だという意見がございましたし、その観点から二、三お話をさせていただきたいと思います。

今、課長から最後にあったところでございますけれども、特に組織形態なり業務の課題、問題につきましては、先ほど文書課から説明いただいた参考資料で、そもそも業務の廃止とか組織の整理・統合という話がある中では、こうして担い手の育成という方向の中で一定の役割を担う組織が必要だという観点で、まずこの前提に立って、それではどう業務の見直しを進め、効率化を図っていくかということで全体の合意をとる必要があると思っております。

今、担い手の育成ということを申し上げましたけれども、例えば農林漁業金融による担い手の支援ということに関しましても、恐らく信用基金のみがすべてを担うというわけではなくて、担い手の確保、それから育成に係る部分については、いろいろな経営指導が必要だと、これもプロジェクトチームの中では、そういう部分まで信用基金が頑張ったらどうかという意見もございましたけれども、そうした担い手の育成、経営指導の部分、それから融資、そして債務保証、信用補完という、金融において最終に近い方の役割を担うということでのやるのかと思いますし、そうした観点での今回の当初案ということでは、まだまだ検討の余地もあるのかもしれませんが、評価をしたいと思います。

それから、融資の部分につきましては、総務省の考え方の中にもありますように、公的な部分と民間の役割ということがよく言われるわけでありまして、私も、農業分野ではございますけれども、多少ユーザーに近い立場のお手伝いをさせていただいた経験から申しますと、農林漁業は非常に公益性が高く、かつほかの分野に比べるとリスクが高いということがございまして、いろいろな研究会等の中でも、すべてを民間が担えることではないという整理がされたと聞いております。

そうした中から、実態といたしましても、民間参入にはまだ時間がかかると感じておるところでありまして、特に運転資金など民間でも用意できるような感じがございますけれども、ある一例では、余り遠距離でその融資先まで足を運べないだろうとか、支店網が整備されていないという理由で、民間の運転資金の供給を受けられなかったというユーザーの方の話も聞いてございますので、そうした面で公的な部分の役割をより強化した上で、存続させていく必要があるのではないかと考えております。

松本分科会長 ありがとうございます。そのほかどうぞ。

徳江委員、どうぞ。

徳江委員 今お話がありましたように、組織形態の問題でございますけれども、引き続き独立行政法人として業務を実施する必要があると断定する話は、なぜ必要かという、その辺をはっきりさせた方がいい。いろいろな業務がありますけれども、業務の執行主体というんでしょうか、民間の金融機関、政策系の金融機関、それから公益法人等ございます。あるいは地方自治体もあります。その辺も考慮して、どうしても必要なんだということを浮かび上がらせるような資料が欲しいなと思います。そういうものがないと説得力がないなということを申し上げておきます。

以上でございます。

松本分科会長 今のご指摘、事務局の方でどうですか。

金融調整課長 今のご指摘につきましては、もう一度資料を整えて委員方に、時間的に会議ではないかもしれませんが、個別にお示ししたいと思います。

松本分科会長 そのほかどうぞ。

菊池委員、どうぞ。

菊池専門委員 今のご意見からすると、私どもはユーザーに近い形でお話を聞きながら、いろいろな思いをしていたんですが、ついこの間の会議でも、今の答えと同じような部分の中で勉強会をなささいよと、ちょっと失礼だったかもしれないんですが、今議論されている部分のなぜ必要かという部分については、非常に大きな議論が必要だと。例えば地球温暖化であるとか、今の林業が本当にお金がない。林業をやっている人の土地の値段が1ヘクタール何万円とか、100万円にも満たないぐらいの、私はそういうところに住んでいるものですから。先ほど食料の自給率の問題も出ましたけれども、後継者の問題はどうかんだというと、私の集落は本当に農村なんです、70戸ぐらいあって、後継者がいるのは、専業農家というところ3軒しかないよとか、今つくられている水田農家の大半は60歳以上だよと。

そういう現実と、後継者を育てるとか、認定農業者ということで非常に格好よくここに書いてあるんですが、実際は認定農業者というのは現場に戻ってみると、60歳以上の人も認定農業者になって認定を受けて、確かに資金を借りているんですね。短期的な貸し付けという部分の中では非常にありがたいことだと思うんですが、現実にはそういう現場の中で、今の日本の食料生産とか環境保全というものが行われている。

先ほど事故率とかという部分の中でも、今まで農協のお金を借りるのでも、土地の値段が10アール100万円したものが、今は20万円とか30万円の評価しかない。完全に債務超過になっていて、早くお金を返してくださいということになった中で事故というのが現実的に起きてきている。

私もそういう組合員を当然抱えているわけですので、そういう部分の資料というものは、この議論をする場合には私は必要なのかなと思うんです。そういう下地があつての評価であつたら、これは確かに必要だということが簡単に判断できると思うんです。こういうものを存続させ存続はしてもらわないと困るんですが、例えば評価する場合に、それだけの下地をいろいろ持った方の評価の中で今後どうするかという議論でないと、本当の評価ができないのではないかという意味で、今回は大変失礼かと思ったんですが、本当にわかった人たちの議論が、プロジェクトチームでももちろんやっているんですが、そういう意味も含めてこの前ちょっと意見を言ったんですが、現場は、かなりこの部分については大きな問題で、先ほどプロジェクトチームの方でも言われましたけれども、議論が個人とかちょっとした組織では対応できないくらい大きな問題、林業の場合はそういったものを含んでいるのかなと、そんなこともユーザーの方からの意見として申し述べたいと思います。

以上です。

松本分科会長 大変貴重なご意見ありがとうございました。

どうぞ、そのほか。もうございませんか。

(発言する者なし)

松本分科会長 まだあるかと思いますが、時間が大分超過しておりますので、大変ありがとうございました。

ただいまいろいろとご意見をいただいたわけでございますけれども、本日の議論につきましては、文書課からのご説明もございましたが、今月の30日に開催されます独立行政法人評価委員会において私の方から報告させていただきたいと思っております。

なお、報告の内容に関しましては、今回のご意見、ご指摘事項等を含めまして、私と事務局の方で相談あるいは調整して、そして評価委員会にかけたいと思っておりますが、それによろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の議事につきましては、終了いたしますが、そのほか、第2部につきまして、全体を通して何かございましたらどうぞ。ございませんか。

(発言する者なし)

松本分科会長 それでは、最後に事務局の方から連絡事項をお願いしたいと思います。

生産局総務課長 長時間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございました。

今後の分科会の予定でございますが、統合法人の中期目標、あるいは独立行政法人の退職者に係る退職金算定のための業績勘案率、これらにつきましてご審議をいただきたいと考えております。時期につきましては、これらの作業の準備の状況を見ながら、また別途相談させていただきたいと思っております。

本日の資料でございますが、卓上にそのまま置いていただければ、事務局の方で後ほど郵送するように手配させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、以上をもちまして、農林水産省独立行政法人評価委員会第22回の農業分科会を閉会といたします。

委員、臨時委員並びに専門委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりまして大変ご熱心なご審議に加わっていただきまして、ありがとうございました。

以上をもって閉会とします。ありがとうございました。

午後 4時12分 閉会